

宮労発基 0721 第 5 号
令和 8 年 7 月 21 日

関係団体の長 殿

宮城労働局長
(公印省略)

交通事故による死亡労働災害の多発を踏まえた安全管理の徹底について
(緊急要請)

本年 6 月末現在、県内で発生した労働災害による死亡者数は 5 人であり、このうち 4 人が交通事故によるものとなっています。また、死亡には至らなかったものの、交通事故による重篤な労働災害も複数発生しているところです。

これらの災害は、陸上貨物運送事業、自動車整備業、土木工事業及び警備業など業種を問わず発生しており、被災者が車道又は車道付近にいた際に、第三者が運転する車両との接触や停車中の車両への追突等により発生しています。

交通労働災害は運転者個人の技能や注意力のみで防止できるものではなく、業務内容や走行環境、時間帯、気象条件、季節的要因等を踏まえた組織的かつ継続的な安全管理を実施することが重要です。また、交通事故発生時の対応や二次災害防止対策も含めた総合的な安全対策を講じる必要があるます。

当局では第 14 次労働災害防止推進計画に基づき、令和 9 年までに労働災害による死亡者数を令和 4 年と比較して 5 % 以上減少させることを目標として各種災害防止対策を推進しているところですが、交通事故による死亡労働災害が相次いで発生している現状は極めて憂慮すべき状況にあります。

つきましては、交通事故による労働災害に歯止めをかけるため、下記の事項について、傘下会員事業場に周知いただくとともに、交通労働災害防止の徹底に取り組まれるよう緊急に要請いたします。

記

1 自動車運転者の労働災害防止対策

- (1) 交通労働災害防止のためのガイドラインの内容を管理者及び運転者に周知するとともに、社内規程や作業手順に反映させ、その遵守を徹底すること。



- (2) 交通労働災害防止を重要な経営課題として位置付け、事業者による安全方針の表明、安全管理体制の整備及び安全委員会等における継続的な調査審議を実施すること。
- (3) 十分な休息期間を確保した適正な運行計画及び作業計画を作成するとともに、点呼において健康状態や疲労状況等を確認し、その結果に応じた必要な措置を講ずること。
- (4) 雇入れ時及び配置転換時の教育を確実に実施するほか、交通事故やヒヤリ・ハット事例を活用した定期的な安全教育及び交通危険予知訓練を実施すること。
- (5) 交通事故やヒヤリ・ハット事例の収集・共有を行うとともに、交通ヒヤリマップを作成・活用し、交通労働災害防止に対する安全意識の高揚を図ること。
- (6) 健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づく事後措置を講じ、自動車運転に影響を及ぼすおそれのある健康上の問題の早期把握及び適切な健康管理を行うこと。
- (7) 降雪、路面凍結、豪雨、強風等の異常気象時には、気象情報及び道路情報を適時確認し、必要に応じて運行経路の変更や運行の中止等の措置を講ずるとともに、自動車の日常点検及び定期点検を確実に実施すること。
- (8) 交通事故又は車両故障が発生した場合に備え、後続車両による追突等の二次災害防止に関する手順をあらかじめ定め、停止表示器材、高視認性安全服等の使用方法及び安全な退避行動について教育及び訓練を実施すること。

2 道路上又は道路周辺における作業時の交通労働災害防止対策

- (1) 道路工事現場等においては、発注者、施工者及び警備事業者が連携し、車両突入リスクを考慮した警備計画を策定するとともに、必要な保安施設及び緩衝施設を設置すること。
- (2) 道路上又は道路周辺で作業を行う際は、退避場所及び緊急時の避難方法をあらかじめ定め、作業開始前に周知すること。
- (3) 夜間又は視界不良時の作業については、高視認性安全服の着用及び照明器具等の活用により視認性の確保を徹底すること。
特に、道路上又は道路に近接した場所で作業を行う場合は、車両の追突や作業場所への車両突入による災害防止を最重点事項として、安全管理の再点検を実施すること。
- (4) 高速道路、一般道路を問わず、路肩や車道上での故障対応、荷締め、点検、事故処理等を行う場合は、後続車両からの追突災害防止のため、停止表示器材の使用、発炎筒・保安灯の設置、高視認性安全服の着用等を徹底すること。
- (5) 降雪、凍結、豪雨等の悪天候時には、気象情報及び道路情報を事前に確認し、必要に応じて運行計画の見直しや運行の中止・延期を含めた判断を行うこと。



- (6) 車両の停止中又は走行中に異常が発生した場合の対応手順及び二次災害防止措置について、教育及び訓練を実施すること。

(参考)

令和8年 宮城県内における死亡災害発生の概要

令和8年7月8日 現在速報

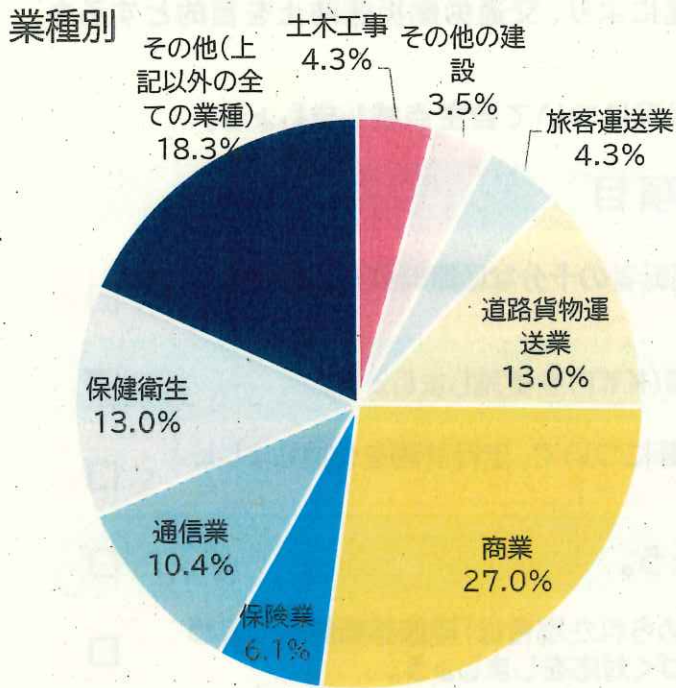
番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	一般貨物自動車 運送業 (4.3.1)	10～49人	交通事故 (道路)	トラッククレーンに荷を積載し市道を走行中、凍結路面でスリップして歩道に乗り上げ横転した。事故処理をしていた被災者に、スリップした後続車（トラック）が激突した。
	1月	4時台	トラック	
2	自動車整備業 (1.17.1)	50～99人	交通事故 (道路)	キャリアカー（車輛運搬車）に車輛を積載し東北自動車道下り線を走行中、前方に停止していた大型トラックに追突した。
	1月	7時台	トラック	
3	その他の土木工 事業 (3.1.99)	1～9人	交通事故 (道路)	高速道路路肩規制の立て看板の撤去作業を終え、作業場所の後方を警戒するために停止させていた規制車に乗り込む際に、中型トラックが規制車に衝突した。
	4月	16時台	トラック	
4	警備業 (17.2.1)	100～199人	交通事故 (道路)	道路工事現場において、道路上を走行していた中型トラックが当該現場に突入し、交通誘導していた誘導員に激突した。
	5月	2時台	トラック	
5	社会福祉施設 (13.2.1)	10～49人	はさまれ、 巻き込まれ	農業用トラクターを運転し、田んぼの代掻き作業を行っていたが、負傷し田んぼの中で倒れているところを発見された。
	5月	14時台	乗用型 トラクター	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

STOP！交通労働災害みやぎ

宮城県内における休業4日以上労働災害のうち、交通労働災害による死傷者は令和5年136人/2,543人(5.3%)、令和6年121人/2,420人(5%)、令和7年115人/2,543人(4.7%)と、一定の割合で発生しています。さらに令和8年に入ってから交通事故による死亡労働災害は6月末現在4人と連続して発生し、憂慮すべき事態となっています。

令和7年の宮城県における交通労働災害の発生状況



運輸系以外の業種が7割を占める

令和7年中に発生した休業4日以上労働災害(2,453人)のうち交通労働災害(115人)を業種別に分析をすると、商業、保健衛生、建設業、保険業といった運輸系以外の業種が7割を占めています。

業務で車両を使用する際は、運行の目的により適切な運行管理が必要となります。また、運転業務従事者に対する安全衛生教育の実施、走行計画の作成、交通ヒヤリマップの作成といった厚生労働省作成の「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいたとりくみが重要となります。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」にもとづく交通労働災害防止対策は裏面のセルフチェックを参考にしてください。

令和8年の宮城県における交通労働死亡災害の概要

一般貨物自動車運送業

トラッククレーンに荷を積載し市道を走行中、凍結路面でスリップして歩道に乗り上げ横転した。事故処理をしていたところに、スリップした後続車(トラック)が激突した。【発生月:1月】

自動車整備業

キャリアカー(車両運搬車)に車両を積載し高速道路下り線を走行中、前方に停止していた大型トラックに追突した。【発生月:1月】

その他の土木工事業

高速道路路肩規制の立て看板の撤去作業を終え、作業場所の後方を警戒するために停止させていた規制車に乗り込む際に、中型トラックが規制車に衝突した。【発生月:4月】

警備業

道路工事現場において、道路上を走行していた中型トラックが当該現場に突入して、交通誘導していた誘導員に激突した。【発生月:5月】

STOP！交通労働災害みやぎ

交通労働災害防止のためのガイドラインチェック

このガイドラインは、改善基準告示（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」）とともに、①交通労働災害防止のための管理体制の確立、②適正な労働時間等の管理、走行管理、③教育の実施、④健康管理、⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚、⑥荷主、元請による配慮などの積極的な推進により、交通労働災害防止を目的とするものです。

以下のチェックリストに基づき、自社の取り組み状況について自主点検しましょう。

チェック項目

①	改善基準を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間管理をしましょう。	☐
②	雇入れ時教育、日常の教育、交通危険予知訓練(KYT)を実施しましょう。	☐
③	走行経路、走行時に注意を要する箇所の位置等について、走行計画を作成しましょう。	☐
④	交通ヒヤリマップを作成し、活用しましょう。	☐
⑤	運転者の健康診断を実施し、異常の所見が認められた場合は「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく対応をしましょう。	☐
⑥	点呼時に労働者の疾病、疲労、睡眠不足、飲酒等の確認を行いましょう。	☐
⑦	運転者に対してストレッチ等で運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。	☐
⑧	交通労働災害防止に関する管理者を選任し、その役割、責任、権限を定めましょう。	☐
⑨	交通労働災害防止に向けた目標を設定し、目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、計画を実施・評価・改善しましょう。	☐
⑩	社用車等に自動ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術を搭載した車両を導入しましょう。	☐

厚生労働省ホームページ「交通労働災害を防止するために」の活用

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めており、そのうち6割以上が運輸交通業以外で発生しています。このため、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、自動車などの運転業務に従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。厚労省HPの各ツールをご活用ください。リンクはこちら⇒



お問い合わせ先

TEL 022-299-8839
担当 宮城労働局労働基準部健康安全課

厚生労働省
宮城労働局